

○厚生労働省告示第百六十五号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一号ただし書並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表4から6まで及び18の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数Ⅰ及び機能評価係数Ⅱを次のように定め、平成二十四年四月一日から適用し、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、調整係数及び機能評価係数（平成二十二年厚生労働省告示第九十八号）は、同年三月三十一日限り廃止する。

平成二十四年三月二十六日

厚生労働大臣 小宮山洋子

厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数Ⅰ及び機能評価係数Ⅱ

一 診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一号ただし書に規定する厚生労働大臣が指定する病院の病棟

別表第一から別表第三までの病院の欄に掲げる病院の一般病棟

二 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生

労働省告示第九十三号）別表4から6までに規定する厚生労働大臣が定める病院

別表第一から別表第三までの病院の欄に掲げる病院

三 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法別表18に規定する病院ごとに厚生労働大臣が定める基礎係数、暫定調整係数及び機能評価係数Ⅱ

別表第一から別表第三までの基礎係数の欄に定める数及び別表第一から別表第三までの病院の欄に掲げる病院についてそれぞれ別表第一から別表第三までの暫定調整係数及び機能評価係数Ⅱの欄に定める数

四 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法別表18に規定する厚生労働大臣が定める機能評価係数Ⅰ

イ 別表第一から別表第三までの病院の欄に掲げる病院であつて診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号A104に掲げる特定機能病院入院基本料に係る届出を行ったものに係る機能評価係数Ⅰ

別表第四の左欄に掲げる医科点数表に規定する診療料（以下「診療料」という。）を算定することができる病院ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる数（同表の左欄に掲げる診療料のうち二以上の項に掲げるものを算定することができる病院にあつては、当該二以上の項の右欄に掲げる数を合算して得た数）

ロ 別表第一から別表第三までの病院の欄に掲げる病院であつて医科点数表区分番号A105に掲げる専門病院入院基本料に係る届出を行ったものに係る機能評価係数I

別表第五の左欄に掲げる診療料を算定することができる病院ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる数（同表の左欄に掲げる診療料のうち二以上の項に掲げるものを算定することができる病院にあつては、当該二以上の項の右欄に掲げる数を合算して得た数）

ハ 別表第一から別表第三までの病院の欄に掲げる病院（イ又はロに規定する病院を除く。）に係る機能評価係数I

別表第六の左欄に掲げる診療料を算定することができる病院ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる数（同表の左欄に掲げる診療料のうち二以上の項に掲げるものを算定することができる病院にあつては、当該二以上の項の右欄に掲げる数を合算して得た数）

